

株式会社ちゅピCOMおのみち加入契約約款（一般用）

株式会社ちゅピCOMおのみち（以下当社といいます）と当社が行うサービスの提供を受ける者（以下加入者といいます）との間に締結される契約は、放送法に基づいて定めた次の条項に寄るものとします。

第1条（放送サービス）

当社は、定められた業務区域において以下のサービスを提供します。

- (1) デジ・BS
放送事業者のテレビジョン放送、FMラジオ放送、データ放送を一切変更せず有線により同時に再送信する番組放送サービス。
- (2) 自主放送
自主制作番組（コミュニティチャンネル）、CS番組供給会社による番組放送サービス。
- (3) 上記事業に付帯するサービス業務
- (4) 加入契約料、基本利用料、ペイ番組サービス利用料は別表の料金表のとおりとします。
- (5) チャンネル変更・放送の停止等、サービス内容の変更を行う場合があります。この場合当社は事前に加入者にその旨を告知します。

第2条（契約の単位）

加入契約は世帯ごとに行います。なお、セットトップボックスはテレビ受像機1台に接続するものとします。

第3条（契約の成立および契約内容確認書面の交付）

加入契約は加入申込者が本約款を承認の上、当社指定の申込書に必要事項を記入捺印の上、当社に申込み、当社がこれを承諾した時に成立するものとします。尚、当社はサービスの提供が技術的な理由等により困難な時は、加入契約の申込をお断りすることがあります。

- 2 当社は契約成立日以降、法令の定めに基づき、契約内容を記載した書面（以下、「ご契約内容確認書」といいます）を加入申込者に交付します。

第4条（初期契約解除等）

加入申込者は「ご契約内容確認書」を受領した日から起算して8日を経過するまでの間、法令に基づき、文書によりその申込みの撤回又は当該契約の解除を行うことができます。

- 2 前項の規定による加入契約の解除は、同項の文書を発した時にその効力を生じます。
- 3 第1項の規定により加入契約の解除を行う場合、加入申込者は引込工事、宅内工事等を着工済、または完了済の場合には加入者はその工事に要した全ての費用を負担するものとします。

第5条（契約の有効期限）

契約の有効期限は契約成立日から1年間とします。ただし、契約期間満了月の20日までに当社、加入者いずれからも当社所定の書式による文書により何等の意思表示のない場合には、引き続き1年間の期間をもって更新するものとし、以後も同様とします。

第6条（加入契約料及び利用料金）

加入者は別表に定める加入契約料及び利用料金を当社に支払うものとします。

- 2 当社は第1条に定める全てのサービスを月のうち継続して10日以上行わなかった場合は当該月分の利用料は無料とします。
- 3 当社は、社会情勢の変化、番組内容の拡充等により料金の改定をすることがあります。その場合は事前に加入者に知らせます。
- 4 NHK受信料及びNHK衛星放送受信料は当社が設定した利用料金の中には含まれません。
- 5 当社はサービス期間を設け加入契約料の特別割引を行うことがあります。ただし、既加入者に対しては適用しません。

第7条（セットトップボックス）

当社は加入者にセットトップボックスを貸与します。

- 2 加入者は使用上の注意事項を遵守して維持管理するものとします。
- 3 加入者の故意又は過失により破損又は紛失した場合、修復、補填に要する費用及び付属する機器類（リモコン、ケーブル等）の使用1年後の故障や破損又は紛失した場合の補填は加入者が負担するものとします。
- 4 加入者は解約の場合、速やかにセットトップボックスを当社に返却するものとします。
- 5 加入者は当社が必要に応じて行うセットトップボックスのバージョンアップ作業の実施に同意するものとします。
- 6 デジタル放送は当社の指定するセットトップボックスが設置された場合のみご利用いただけます。

第8条（施設の設置、所有及び工法）

当社はサービスを提供するための施設（放送センターよりテレビ受像機に至るまでの施設をいいます。以下「本施設」といいます）のうち保安器または回線終端装置（TV用）（以下「V-ONU」という）までの設置に要する費用を負担し、これを所有するものとします。但し、加入者は引込工事負担金を負担するものとします。また、自営社の建柱、地下埋設等の特殊な工事を必要とする場合は加入者はその実費を負担するものとします。

- 2 加入者は保安器またはV-ONUの出力端子からテレビ受像機（以下受信機といいます）及びFM受信機までの設置に要する費用（宅内工事費、宅内機器類及び増幅器）を負担し、これを所有するものとします。（但し、貸与されたセットトップボックスは除きます）
- 3 共同住宅等の共聴施設によりサービスの提供を受ける加入者については別途協議するものとします。
- 4 施設の設置並びに工事に際し、業者、工法及び使用機器等については、当社の指定によるものとします。

第9条（施設の維持）

当社の維持責任範囲は本施設の保安器またはV-ONUまでとします。

- 2 加入者は当社に無断で施設の改変、補修、増設及び他の機器等を接続する工事はできません。

- 3 加入者は加入者の都合による施設の改変、補修、増設及び他の機器等を接続する工事費用を負担するものとします。

第10条（故障）

当社は加入者から本施設に異常がある旨、申し出があった場合は速やかに、これを調査し必要な措置を講じるものとします。

- 2 加入者の故意又は過失により本施設に故障を生じさせた場合、加入者はその修復に要する費用を負担し、さらに1度の出張サービスにたいし、別途出張料を負担するものとします。

第11条（毎月料金の計算及び請求）

当社は各種利用料を毎月単位に計算し、それらの料金を合算した金額を当月加入者に請求します。

- 2 料金の計算の開始はサービスを受け始めた日、終了は契約の解約又は解除の日とし、一か月に満たない日数については1ヶ月分の料金とします。
- 3 ペイ番組の利用料は別表に定めるものとし当社の本部センターに設置された課金装置によって算出されます。
- 4 工事費及び手数料等の発生があった場合は原則として第1項の請求額に合算して請求します。

第12条（支払い方法）

加入者は加入契約料、工事費等については別途当社が指定する期日までに、指定する方法により支払うものとします。

- 2 加入者は毎月単位で支払う料金については原則として当月10日、加入者が登録した金融機関の指定口座から自動引落しするものとします。

第13条（延滞金）

加入者は料金の支払いについて指定の支払期日より遅延した場合、年利14.6%の延滞金を支払期日の翌日より支払日まで、その期間に応じて当社に支払うものとします。

第14条（名義変更）

加入者は次の場合に限り当社の承認を得て加入者の名義を変更することができます。

- (1) 同居親族間の相続の場合。
- (2) 新加入者が当社の業務区域内で、かつ、もよりの引込端子に余裕がある場合。
- (3) 新加入者が、旧加入者の加入契約に定めるセットトップボックスの設置場所において当社のサービスの提供を受けることについての旧加入者の権利義務を継承する場合。

- 2 新加入者は当社の承認を得た上、別表に定める名義変更手数料を添え、届け出るものとします。なお名義変更の場合、工事又は調整が必要な場合は、その実費を負担するものとします。

第15条（加入申込書記載事項の変更）

加入者は加入者の氏名、名称の変更、町名の表示変更、銀行口座の変更、電話番号の変更等、加入申込書記載事項に変更がある場合、速やかに当社に届け出るものとします。

第16条（設置場所の変更）

加入者は次の場合に限り受信機の設置場所を変更することができます。

- (1) 同一敷地内の場合。
- (2) 当社の業務区域内で、かつ、もよりの引込端子に余裕がある場合。

- 2 加入者は変更に要する費用を負担するものとします。

第17条（放送サービスの変更）

加入者は、放送サービスの変更を申し込むことができます。

- 2 放送サービスの変更の場合は、第3条（加入契約の成立）の規定に準じて取扱います。
- 3 契約の申込を当社が承諾し工事を行った場合、加入者は別に定める工事費をお支払いいただきます。
- 4 当社は、加入者の支払遅延等加入者に事情がある場合には変更を承諾しない場合があります。
- 5 放送サービスの変更を行った場合には、変更後のサービス料金に従っていただきます。
- 6 加入者は放送サービスの変更を行った場合には、新たに加入契約料の支払を要しません。

第18条（サービスの利用一時休止）

加入者は長期（1ヵ月以上）の旅行等やむを得ない事由が発生した場合限り当社に届け出るにより最長6ヵ月を限度に利用休止期間を設定することができます。この場合、手数料として別表に定める金額を支払うものとします。

- 2 利用休止の場合、休止した日の属する月の翌月から再開した日の属する月の前月までの期間の基本利用料は無料とします。

第19条（著作権および著作隣接権侵害の禁止）

加入者は、個人的に又は家庭内その他これに準ずる限られた範囲内において使用する場合を除き、当社の提供するサービスの、不特定または、多数人に対する対価を受けての上映、ビデオデッキ、その他の方法による複製、およびかかる複製物の上映、その他当社が提供しているサービスに対して有する著作権および著作隣接権を侵害する行為をすることはできません。

第20条（無断視聴の禁止）

当社は未加入者が当社のサービスを無断で視聴することを禁止します。

- 2 当社は無断視聴者を確認した場合、次の損害賠償を請求するものとします。

- (1) 加入契約料相当額。
- (2) 当社が無断視聴者の居住する地点に放送サービスを開始した日を起算日として、無断視聴の事実を当社が確認した日に至るまでの間の利用料相当額。

第21条（解約）

加入者は契約を解約しようとする場合、解約を希望する月の20日までに当社に届け出るものとします。

- 2 加入者は解約の日に属する月までの利用料金を支払うものとし、日割り計算による精算は行いません。

- 3 当社は解約に伴い、当社の施設・機器等を撤去し工事に要した費用は加入者が実費負担するものとします。なお撤去に伴い、加入者が所有もしくは占有する敷地、家屋、構築物等の復旧を要する場合、加入者はその費用を負担するものとします。

- 4 加入契約を解約した場合でも、故意又は過失によって解約前に生じた加入者の補償責任及び負うべき義務は失効しないものとします。
- 5 解約の場合、加入契約料は返納しません。
- 6 加入者が加入契約料及び利用料金を支払期日までに支払わなかった場合、または利用料金を継続して3ヶ月支払わなかった場合は、サービスの提供を停止し、さらに停止後入金のない場合は、加入契約を解除いたします。

第22条（義務違反によるサービスの停止又は解除）

当社は本約款に違反する行為が加入者にあったと認めた場合、催告の上、サービスの停止又は契約を解除することができるものとします。

- 2 契約解除の場合、加入契約料は返納しません。

第23条（設置場所の無償利用及び便宜の提供）

当社は本施設設置工事のため、加入者が所有又は占有する敷地、家屋、及び構築物等を加入者の了承の上、必要最少限において無償で使用できるものとします。

- 2 加入者は当社又は当社の指定する業者が本施設の設置、検査、修理、撤去及び復旧等を行うため加入者が所有又は占有する敷地、家屋、及び構築物等の出入りについて協力を求めた場合、これに便宜を供するものとします。
- 3 加入者は設置場所の無償利用及び便宜の提供に関して地主、家主その他利害関係者がある時は、あらかじめ必要な承諾を得ておくものとします。

第24条（B-CASカードの取扱）

セットトップボックスに取り付けられるB-CASカードに関する取り扱いについては、加入者と株式会社ピーエス・コンディショナルアクセスシステムズの「B-CASカード使用許諾契約書」に定められるところによります。

第25条（C-CASカードの取扱）

当社はデジタルサービスの加入者に対し、C-CASカードをセットトップボックス1台に1枚貸与します。

- 2 C-CASカードの所有権は、当社に帰属するものとし加入者は、第21条（解約）及び第22条（義務違反によるサービスの停止又は解除）の規定により解約又は当社が行う契約の解除を行うまで、セットトップボックスに常時装着された状態で使用するものとします。
- 3 加入者の責めによらないC-CASカードの故障によって受信障害が発生したと当社が認定した場合及び当社の判断による場合は、当社はC-CASカードを交換することがあります。
- 4 加入者は、C-CASカードの貸与、譲渡その他処分をすることはできません。又それらが行われたことによる当社及び第三者に及ぼされた損害・利益損失については加入者が賠償するものとします。
- 5 加入者はC-CASカードの複製及び改造・変造・改ざん等のカード機能に影響をあたえることを禁止するものとします。

第26条（C-CASカードの紛失等）

加入者は、C-CASカードの紛失又は盗難にあった場合は、当社にその旨を速やかに届け出るものとします。

- 2 当社は届出を受理した場合においては速やかに当該C-CASカードを無効とします。但し、届出が受理される以前に、第三者によりC-CASカードが使用され料金等発生した場合は加入者の負担となります。

第27条（C-CASカードの再発行）

当社はC-CASカードを再発行することについて必要と認めた場合に限り、再発行を行うものとします。この場合、加入者は別表に定めるC-CASカード再発行手数料を支払うものとします。

第28条（C-CASカードの返却）

加入者は、第21条（解約）及び第22条（義務違反によるサービスの停止又は解除）の規定により解約又は当社が行う契約の解除を行う場合は、当社に対しC-CASカードを直ちに返却しなければなりません。

第29条（放送内容の変更）

当社は次の場合、放送内容を予告なしに変更することがあります。尚、それに伴う損害の賠償請求には応じないものとします。

- (1) 天災、事変その他非常事態が発生した際、又は発生するおそれがある場合。
- (2) 当社のやむを得ぬ事情により緊急に放送内容を変更せざるを得ない場合。

第30条（放送サービスの中断）

当社はつぎの場合、放送サービスを中断します。

- (1) 本施設の保守点検、修理及び検査等を行う場合。この場合、事前に加入者に、その旨知らせるものとしますが、緊急やむを得ない場合はこの限りではありません。
- (2) 天災、事変等の非常事態又は不測の事故等やむを得ない事由が発生した場合。

第31条（デジタル放送サービスの番組情報提供）

当社はデジタル放送サービスの内容及び放送時間を、当社の指定する番組検索サービス（以下「EPG」といいます。）により提供するものとします。ただし、当社はEPGによりお知らせした内容を変更場合があります。

- 2 当社は、内容及び放送時間の相違、間違いおよび変更によって起こる損害の賠償には応じません。

第32条（加入者個人情報の取扱）

当社は、サービス提供に係る氏名若しくは名称、電話番号、住所若しくは居所又は請求書の送付先等の情報、視聴情報を、当社若しくは特定事業者のサービスに係る契約の申込み、契約の締結、工事、料金の適用又は料金の請求、アフターサービス業務、その他の当社の契約約款等に係る業務の遂行上必要な範囲で利用します。また、業務の遂行上必要な範囲での利用には、加入者に係る情報を当社の業務を委託している者、及び金融機関に提供する場合を含みます。

第33条（苦情処理）

当社は、加入者の個人情報の取扱に関する苦情は、適切かつ迅速な処理に努めます。

第34条（国内法への準拠）

この約款は日本国の国内法に準拠するものとし、加入約款により生じる一切の紛争等については広島地方裁判所を管轄裁判所とします。

第35条（免責事項）

当社は第29条及び第30条に係る損害賠償には応じません。

第36条 (約款の改正)
 当社は有線テレビジョン放送法の規定に基づき本約款を改定することがあります。
 第37条 (定めなき事項)
 本約款に定めなき事項が発生した場合は双方誠意をもって協議の上、解決に当たるものとします。

付則
 (1) 当社は、特に必要がある時には、この約款に特約を付することができます。
 (2) 一括加入、業務用等については別途協議するものとします。
 (3) この約款は、2020年4月1日より施行します。

別 表 (料金表)

2020年4月1日現在

以下の料金は消費税を含んでおります。

1. 加入契約料及び基本利用料

加入契約料		50,000円			
登録事務手数料		3,300円			
基本 利 用 料	ちゅピコ Sコース (スペシャル) <small>受信専用セットトップボックス 1台分の料金です</small>	月額払い 5,170円			2台目以降1台につき 4,136円 <small>受信専用セットトップボックス 1台分の料金です</small>
	ちゅピコ Aコース (エース) <small>受信専用セットトップボックス 1台分の料金です</small>	月額払い 4,400円			2台目以降1台につき 3,520円 <small>受信専用セットトップボックス 1台分の料金です</small>
	ちゅピコ Cコース (コンパクト) <small>受信専用セットトップボックス 1台分の料金です</small>	月額払い 3,850円			2台目以降1台につき 3,080円 <small>受信専用セットトップボックス 1台分の料金です</small>
	ちゅピコ Eコース (エコノミー) <small>受信専用セットトップボックス 1台分の料金です</small>	月額払い 2,420円			2台目以降1台につき 1,980円 <small>受信専用セットトップボックス 1台分の料金です</small>
	地デジBSコース		半年額払い 9,900円	年額払い 19,800円	
	地デジコース		半年額払い 6,600円	年額払い 13,200円	
2台目以降については加入者が同一世帯で、かつ、同一口座、同一敷地内において受信機を増設する場合					
録画機能付きセットトップボックス (ちゅピコS、A、C、Eコース利用者に限る)		月額レンタル料	上記金額にプラス990円		
4K対応セットトップボックス (標準機)		月額レンタル料	上記金額にプラス330円		
4K対応セットトップボックス (録画機)		月額レンタル料	上記金額にプラス880円		

- 基本利用料は区域内再送信、デジタル各コースの視聴料とします。
- 引込線により複数世帯が加入する場合には、契約の単位は、1世帯ごととします。
- 加入契約料はキャンペーン等により割引することがあります。
- NHK受信料、NHK衛星放送受信料及び日本衛星放送受信料は当社が設定した料金の中には含まれません。

2. ペイ番組サービス料金

ちゅピコEコース専用オプションチャンネル

チャンネル名	利用料(月額)	
ディズニー・チャンネル	765円	セットで
ディズニージュニア	765円	869円
日本映画専門チャンネル	770円	
釣りビジョン	1,320円	
日経CNBC	990円	
囲碁・将棋チャンネル	1,540円	
V☆パラダイス	770円	
テレ朝チャンネル1 ドラマ・バラエティ・アニメ	660円	
テレ朝チャンネル2 ニュース・情報・スポーツ	660円	
アニマックス	813円	
GAORA SPORTS	1,320円	
スカイA	1,100円	
シネフィルWOWOW	770円	セットで 1,320円
歌謡ポップスチャンネル	880円	
映画・チャンネルNECO	660円	

チャンネル名	利用料(月額)
ファミリー劇場	セットで
スーパー!ドラマTV	1,100円
時代劇専門チャンネル	770円
キッズステーション	813円
MONDO TV	880円
TBSチャンネル1 最新ドラマ・音楽・映画	660円
フジテレビ ONE・TWO・NEXT	1,650円
J SPORTS 1・2・3・4	2,515円
KBS World	770円
ホームドラマチャンネルHD 韓流・時代劇・国内ドラマ	784円
ゴルフネットワーク	1,980円

共通オプションチャンネル

チャンネル名	利用料(月額)	
アジアドラマチックTV	660円	
フジテレビNEXT	1,100円	
東映チャンネル	1,650円	
衛星劇場	2,200円	
スターチャンネル 1・2・3	2,530円	
J SPORTS 4 ライブプレミアム	1,430円	
グリーンチャンネル・グリーンチャンネル2	1,320円	
WOWOWプライム・ライブ・シネマ	2,530円	
レジャーチャンネル	1,078円	
MTV	770円	
アニメシアターX (AT-X)	1,980円	
Mnet	2,530円	
ブルーボーイチャンネル	2,750円	セットで 3,300円
レッドチェリーチャンネル	2,750円	
レインボーチャンネル	2,530円	セットで 3,300円
ミッドナイト・ブルー	2,530円	
パラダイステレビ	2,200円	

3. 手数料

利用内容変更手数料	C-CASカード 再発行手数料	休止再開手数料
1,100円/回	5,500円/回	1,100円/回

4. 工事費

第8条に係わる引込工事負担金、特殊引込工事費、宅内工事費、第10条に係わる修復費、第16条に係わる変更移転工事費は、それぞれ実費とします。又、第10条の第2に係わる出張料は1回につき2,200円とします。

5. 機器損害金(非課税)※機器等の紛失及び修理不能による場合にも適用します。

23,100円	セットトップボックス 1台毎
30,100円	録画機能付セットトップボックス(HDD) 1台毎

6. 強制契約解除料

強制契約解除料
11,000円